

漏水調査にご協力ください

お問い合わせ先 水道計画管理課 ☎077-528-2606

企業局では、水道管の漏水事故などを未然に防ぐため、毎年、6月下旬～翌年2月下旬の間、漏水調査を実施しています。この調査では、道路上および水道メーター付近を調査しますので、大津市企業局発行の身分証明書を携帯した委託業者の職員が、宅地内に入らせていただいております。

水道メーターの検針と同様に、お客さまに立ち会いをしていただく必要はありませんが、水道管やメーターの上に、自動車、オートバイ、鉢植えがある場合や飼い犬を近くにつながれている場合等、調査に支障が生じることがありますのでご配慮ください。

昨年の調査では、1日あたり1,500㎡以上の漏水を発見し修繕しました。1日あたりでドラム缶（180リットル）なら8,000本以上、500mLのペットボトルにすると300万本以上に相当し、この水道水が気がつかないうちに地中に漏れていけば、水道水を作る費用が1年で8千万円以上もムダになってしまいます。

なお、この調査でお客さまに費用請求をすることや、物品等を販売することは一切ありませんので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



漏水調査の様子

敷地内の工事にご注意下さい

お問い合わせ先 お客様設備課 ☎077-528-2605
安全サービス課 ☎077-528-2607

家の増築・改築工事や車庫工事をするときは

- ①事前に水道管、下水道管、ガス管の位置のご確認を！

家の解体工事をするときは

- ①お客様センター（☎077-528-2603）へガスの閉栓とガスメーター撤去のご連絡を！
- ②安全サービス課（☎077-528-2607）へガス管の切断のご連絡を！

工事のご相談は

- ①お客様設備課（☎077-528-2605）
- ②大津市上下水道、ガス指定工事店（企業局ホームページ参照）

※万が一、水道管・ガス管を破損したときは、すぐに安全サービス課（☎077-528-2607）へ！

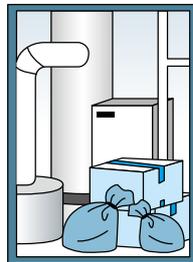


検針にご協力ください

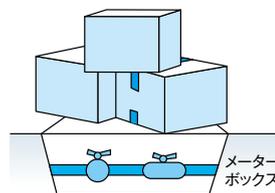
お問い合わせ先 お客様センター内検針センター ☎077-528-2034



- 家の増改築などで、メーターが床下や屋内になる場合には、大津市指定給水装置工事業者へ申し込んで検針しやすい場所へ移設してください。



- マンション等のメーター収納庫に物を置かれますと、検針が出来ません。



- メーターボックスの上には物や車を置かないでください。



- 犬は出入り口やメーターから離して、つないでください。

- ガスは毎月、水道は2ヶ月ごとに検針にお伺いしています。
- メーターは、使用量を量り、料金を決めるものです。正しく検針ができるよう、ご協力をお願いします。
- 検針が困難な場合、お客様へ検針をお願いする場合があります。

水道管をおそうじしてきれいにします

お問い合わせ先 **水道施設課**
☎077-528-2608

天津市企業局の上水道をご利用の皆様安心して水道水をご利用頂くため、「消火栓」や「泥吐弁」から水道水を排水することで、濁り水の原因となる鉄さび等を取り除く、水道管の洗浄作業を実施します。

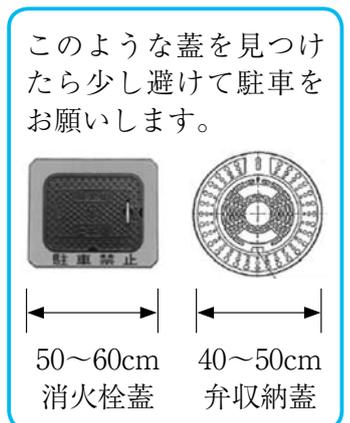
作業の影響が見込まれるお宅には、前もって作業日時や区域等、洗浄作業に関する情報を記入した「水道管洗浄作業のお知らせ」をポストに投函する形でお配りしております。作業中に水道を使用されますと、取り除くはずの鉄さび等が誤ってお客様宅の管（給水管）に入るおそれがありますので、お知らせをお配りしたお客様につきましては、恐れ入りますが写真のように、水道の宅内バルブかメーター止水栓のどちらかを閉める等のご協力をお願いします。

また、作業は道路上の消火栓や排水用の弁を開閉して行いますので、消火栓蓋や弁収納蓋とその周囲に駐車しないよう、よろしくをお願いします。

なお、洗浄作業の対象は道路等の地下に埋設された「配水管」であり、配水管からの取り出し口からお客様宅の蛇口までをつなぐ「給水管」ではございませんので、お間違い無いようご注意ください。

洗浄作業終了後に、水を使用される前には念のため、バケツ1杯程度、散水栓（お庭などの水まき用水栓）等で水道水を出して確認されるよう、重ねてご協力をお願いします。

※開ける時は反対方向に回して下さい



※散水栓等で、水が出なくなったことを確認してください。

※作業終了後のバルブ・止水栓の開け忘れにくれぐれもご注意ください。

水道管の洗浄作業について、疑問や質問があれば、気軽に水道施設課までご連絡下さい。

平成28年度 下水道排水設備工事責任技術者試験

試験日：平成28年11月25日（金）

試験会場：ピアザ淡海（滋賀県立県民交流センター）

申込受付期間：平成28年8月22日（月）～平成28年9月5日（月）

午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）

申込書配布・受付場所：お客様設備課（天津市役所新館5階）

お問い合わせ先：お客様設備課 ☎077-528-2605

または公益社団法人滋賀県建設技術センター ☎077-565-0216

ホームページアドレス <http://www.sct.or.jp/>